

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	内閣府子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等担当室
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づき、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年度に創設され、事業主拠出金を財源に、企業による従業員等のための保育施設の設置・運営を支援している。</p> <p>企業主導型保育事業における保育の受け皿数については、「子育て安心プラン」等に基づき定員11万人分の整備に向けて取り組んできたところ、令和3年度新規募集結果を受け、11万人分の受け皿を概ね確保したところ。</p> <p>※令和3年度新規募集結果を受けた定員数見込み：107,991人（4,556施設）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>平成29年4月1日～令和5年3月31日の期間に企業主導型保育事業の最初に運営費の助成を受けた事業実施者について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、運営費の助成を受けた後の5年間、価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合</li> <li>② 企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税の課税標準を、助成を受けている間、価格の4分の1</li> </ol> <p>とする特例措置（平成29年度税制改正で導入、令和元年度税制改正で2年間延長、令和3年度税制改正で2年間延長）が設けられているところ、当該期間を更に2年延長し、令和7年3月31日（令和6年度末）までとする。</p>		
関係条文	<p>○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）</p> <p>第四章の二 仕事・子育て両立支援事業</p> <p>第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2～32 （略）</p> <p>33 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事</p>		

業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

34～44 （略）

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 （略）

2～5 （略）

6 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 （略）

○地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（抄）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 （略）

2～43 （略）

44 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

45～46 （略）

○地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）（抄）

附 則

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 （略）

2～68 （略）

69 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

70～87 （略）

（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）

第十二条の三 （略）

2・3 （略）

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

減収見込額	<p>○固定資産税 [初年度(29年度)] — (0) [平年度] — (▲110.1) [改正増減収額] —</p> <p>○都市計画税 [初年度(29年度)] — (0) [平年度] — (▲21.7) [改正増減収額] —</p> <p>○事業所 [初年度(29年度)] — (▲70.1) [平年度] — (▲151.7) [改正増減収額] —</p> <p>○合計 [初年度(29年度)] — (▲70.1) [平年度] — (▲283.4) [改正増減収額] — (単位:百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づき、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年度に創設され、事業主拠出金を財源に、企業等による従業員のための保育施設の設置・運営を支援している。</p> <p>○上記の目的を達成するとともに、深刻な問題となっている待機児童の解消を図るための受け皿整備に取り組んできたところ、平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。</p> <p>○さらに「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、令和元年度税制改正においては、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで特例措置が延長された。</p> <p>○「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、令和3年度税制改正において、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われるまでの2年間、特例措置が延長された。</p> <p>○今般、企業主導型保育事業の定員数は概ね11万人が確保され、新たな整備は見込まれないが、企業主導型保育施設が安定的かつ継続的に運営されるためには、事業実施者(企業等)の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、本特例措置を引き続き講じることにより、施設整備中で開所が令和5年度以降となる事業実施者や、事業譲渡により令和5年度以降に本事業に新たに参画する事業実施者についても経済的負担の軽減を図り、もって本事業の安定的かつ継続的に実施に繋げるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○企業主導型保育事業は、認可保育施設並の助成を行うことにより保育の質を確保し、また、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供できることから、待機児童解消及び仕事と子育ての両立支援に大きく寄与しているところ、事業の安定的かつ継続的な実施においては、事業実施者(企業等)の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、本特例措置は事業実施者の経済的負担の軽減に資するものと考えられる。この点、施設整備中で開所が令和5年度以降となる事業実施者や、事業譲渡により令和5年度以降に本事業に新たに参画する事業実施者については、本特例措置が延長されない場合には適用対象外となることから、延長措置を求めるものである。</p> <p>○なお、株式会社が設立した認可保育所については、固定資産税、都市計画税及び事業所税が非課税とされていることを踏まえると、企業主導型保育事業について課税標準の特例措置が講じられることは妥当であると考えられる。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】23. 子ども・子育て 【政策】29. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
	政策の達成目標	企業主導型保育事業の継続的かつ安定的な実施の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年度末まで
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	令和3年度新規募集の結果を受け、定員11万人分の受け皿を概ね確保したところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	※令和3年度度新規募集結果を受けた定員数見込み：107,991人（4,556施設） ・整備の進捗によっては令和4年度・5年度の開所となる施設がある。 ・事業譲渡により事業実施者が変更した施設は令和2年度26施設、令和3年度35施設 ※このうち、償却資産、土地等を所有する施設に適用 ※新規助成決定施設数を記載 ※令和元年度は新規募集なし
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業主導型保育施設が安定的かつ継続的に運営されるためには、事業実施者（企業等）の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、税制上の特例措置を講じることにより、事業実施者の経済的負担の軽減を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	企業主導型保育事業の予算額（令和4年度）：1,838億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受けた施設について、本特例措置の対象とされている。
	要望の措置の妥当性	○ 企業主導型保育事業は、認可保育施設並の助成を行うことにより保育の質を確保し、また、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供できることから、待機児童解消及び仕事と子育ての両立支援に大きく寄与しているところ、事業の安定的かつ継続的な実施においては、事業実施者（企業等）の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、本特例措置は事業実施者の経済的負担の軽減に資するものと考えられる。この点、施設整備中で開所が令

		<p>和5年度以降となる事業実施者や、事業譲渡により令和5年度以降に本事業に新たに参画する事業実施者については、本特例措置が延長されない場合には適用対象外となることから、延長措置を求めるものである。</p> <p>○ なお、株式会社が設立した認可保育所については、固定資産税、都市計画税及び事業所税が非課税とされていることを踏まえると、企業主導型保育事業について課税標準の特例措置が講じられることは妥当であると考えられる。なお、株式会社が設立した認可保育所については、固定資産税、都市計画税及び事業所税が非課税とされていることを踏まえると、企業主導型保育事業について課税標準の特例措置が講じられることは妥当な措置であると考えられる。</p>
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		特例措置が講じられた平成29年度から令和3年度までにおいて、約11万人分の受け皿整備が進められ、企業主導型保育事業の活用が促進されたといえる。
前回要望時の達成目標		令和4年度末までの必要な保育の受け皿整備及びそれによる待機児童の解消
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		令和2年度・3年度の新規募集結果を受け、定員11万人分の受け皿が概ね整備された。 ※令和3年度新規募集結果を受けた定員数見込み：107,991人（4,556施設）
これまでの要望経緯		平成29年度 創設 令和元年度 延長 令和3年度 延長